

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等についての計画は、次のとおりである。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本なるものである。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

第2 災害情報等の収集及び連絡

1 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告するものとする。

2 災害が発生した場合又は異常気象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防からの水のあふれ、又は決壊等）を発見した者は、速やかに町、警察署、消防機関等に通報するものとする。

3 町への通報

異常現象を発見した場合又は発見者から通報を受けた警察署、消防機関等は直ちに町に通報するものとする。

4 町から防災関係機関への通報及び町民への周知

町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じ防災関係機関に通報するとともに町民に周知するものとする。

特に、避難に時間を要する避難行動要支援者への周知に留意するものとする。

5 通報の取扱い

(1) 発見者からの通報窓口は総務課とし、勤務時間外にあつては日直者、夜間警備員が受理し、総務課長に通報するものとする。

(2) 総務課長は、発見者又は日直者、夜間警備員からの通報等を受理したときは、町長に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

第3 災害等の内容及び通報の時期

1 町災害対策本部（連絡会議）の設置

(1) 町災害対策本部（連絡会議）を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道（空知総合振興局）及び防災関係機関へ通報する。

第5章 災害応急対策計画

- (2) 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

2 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により道に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

3 国への報告

- (1) 町は119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（危機対策課）及び国（消防庁経由）に報告する。
- (2) 町は、自らの対応力のみで十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道（危機対策課）及び国（消防庁経由）へ報告するよう努める。

第4章 被害状況報告

- 1 町長は、災害が発生した場合は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道（空知総合振興局）に報告するものとする。
- 2 町長は、消防庁速報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接速報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。
また、町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

回線・区分	平日（9：30～18：15） 消防庁応急対策室	休日・夜間（左記以外） 消防庁宿直室	北海道庁総務部 危機対策局危機対策課	北海道空知総合振興局 地域創生部地域政策課
NTT 回線	03-5353-7527 03-5353-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	011-204-5007 011-231-4314 (FAX)	平日日中 0126-20-0033 0126-25-8144 (FAX)
地域衛星 通 信 ネッ ト ワ ー ク	6-048-500-90-43422 6-048-500-90-49033 (F)	6-048-500-90-49102 6-048-500-90-49036 (F)	6-210-22-017	休日等 0126-20-0200 0126-25-8144 (FAX)

第5 水防信号

区 分	サ イ レ ン 信 号	摘 要
第1信号	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ●－ 休 止 ●－ 休 止 ●－ 休 止	氾濫警戒情報を受けたとき又は避難 判断水位になったとき
第4信号	約1分 5 秒 約1分 5 秒 約1分 5 秒 ●－ 休 止 ●－ 休 止 ●－ 休 止	必要と認める区域内の居住者に避難 のため立退きを指示するとき

【参考】資料編4－3 月形町災害対策本部条例

4－4 月形町災害対策本部運用規定

災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を空知総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で町の被害が軽微であっても空知総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を観測したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、道が定める様式（以下「道様式」という。）第1号により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害の報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、ただちに道様式第2号により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、道様式第2号より報告する。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に道様式第2号により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 被害報告判断基準のとおりとする。

【参考】資料編2－6 道様式第1号 災害発生報告

2-7 道様式第2号 被害状況報告

別表

被害報告判断基準

NO. 1

区 分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接D町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察の調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価に減損耗率を乗じた額とし、

第5章 災害応急対策計画

		家財道具の被害を含まない。
--	--	---------------

別表

被害報告判断基準

NO. 2

区 分		判 断 基 準
② 住 家 被 害	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農 業 被 害	農 地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、粒径1mm以下であって2cm。粒径が0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。

	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
--	--------	--

別表

被害報告判断基準

NO. 3

区 分		判 断 基 準
④ 農業被害	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防施設	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられるもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑦ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

第5章 災害応急対策計画

	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

別表

被害報告判断基準

NO. 4

区 分		判 断 基 準
⑧商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑨公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑩社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会福祉施設被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫その他	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第2節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の施設の復旧を行う。また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備の活用により行うものとする。

第2 災害発生時等における通信手段の確保

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 災害時有線電話及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時有線電話を災害対策本部に、災害時用公衆電話を指定避難所等に整備して通信手段を確保する。

2 電子メールによる通信

関係機関との災害情報の収集及び被害情報の報告等については、電子メールを活用し、迅速、かつ、的確な情報伝達に努める。

3 公衆通信設備等以外のよる通信

公衆通信設備等以外の通信として災害時緊急に利用できる通信設備は、おおむね次のとおりである。

- (1) 北海道総合行政ネットワーク
- (2) 防災無線
- (3) 無線放送設備

4 専用通信設備による通信

(1) 警察電話による通信

岩見沢警察署月形駐在所専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

第3節 災害広報計画

町における報道機関、防災関係機関及び町民に対する災害情報等の提供及び広報活動についての計画は、次のとおりである。

第1 災害情報等の発表及び広報の方法

災害時には、被災地住民をはじめとして、町民に対して正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。このため、町長は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にし、住民に対して広報活動を実施する。

1 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長（町長）又は本部長の指示する本部員がこれに当たる。

2 報道機関に対する情報の発表

報道機関に対して発表する災害情報は次の事項とする。

第5章 災害応急対策計画

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生の場所又は被害激甚地域
- (3) 被害状況
- (4) 町における応急対策の状況
- (5) 町民及び被災者に対する注意及び協力要請
- (6) 本部の設置又は廃止
- (7) 救助法適用の有無
- (8) 避難勧告・指示の解除

3 町民等に対する広報

町民及び被災者に対する広報は、次の方法により行うものとする。この場合、誤報等による混乱の防止、避難行動要支援者に対する十分な配慮に努めるものとする。

- (1) 広報媒体
 - ア 防災行政無線
 - イ 町広報車
 - ウ 町広報紙
 - エ 町ホームページ
 - オ チラシ等の印刷物
 - カ I P 告知端末機
- (2) 広報事項
 - ア 災害に関する情報及び注意事項
 - イ 災害応急対策の状況
 - ウ 被災地を中心とした交通の状況
 - エ 災害復旧対策とその状況
 - オ その他必要事項

4 本部職員に対する周知

本部業務の適切な遂行を図るため、災害情報等について庁内放送等を利用して本部職員に周知する。

第2 公聴活動

災害現場における適切な対応を図るため、被災者のための相談窓口を開設し、一般住民並びに被災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策に反映させるものとする。

第4節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び防災関係機関の長が実施する応急措置についての計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1 町長、町の委員会又は委員、公共団体及び防災上重要な施設の管理者（基本法第62条）
- 2 消防機関の長（消防長）（水防法第17条及び第21条）
- 3 消防長、消防署長等（消防法第29条）
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- 5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3）
- 6 知事（基本法第70条）
- 7 警察官等（基本法第63条第2項）
- 8 指定公共機関及び指定地方公共機関（基本法第80条）

第2 町が実施する応急措置

町長、消防長及び防災に関係ある施設の管理者は、法令及び本計画の定めるところにより所要の措置を講ずるものとし、また、町長は必要により、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施するものとする。

1 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。

2 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用することができる。この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置を取るものとする。

(1) 応急公用負担に係る手続

町長は、工作物又は物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、使用者その他当該工作物又は物件について権限を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を月形町告示式条例（昭和25年月形町条例第27号）を準用して、役場庁舎前の掲示場に掲示する等の措置をとるものとする。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所

第5章 災害応急対策計画

エ 処分の期間又は期日

オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第6項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物」という。）の除去、その他必要な措置をとるものとする。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管するものとする。

(1) 町長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示するものとする。（基本法施行令第25条、第26条）

(2) 町長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相応な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物を売却し、その売却した代金を保管するものとする。（基本法施行令第27条）

(3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返却を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

(4) 公示の日から起算して6月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

4 他の市町村長等に対する応援の要請（基本法第67条）

(1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

(2) 町長は、他の市町村長等から応援を求められた場合は、正当な理由がない限り、応援を拒むことはできない。

(3) 応援に従事する者は、応急措置の実施について、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

5 知事に対する応援の要請等（基本法第68条）

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置を要請するものとする。

6 住民に対する緊急従事指示等

(1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町の区域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させるものとする。（基本法第65条）

(2) 町長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させるものとする。（水防法第24条）

(3) 消防吏員又は消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の作業に従事させるものとする。（消防法第29条第5項）

(4) 救急隊員が、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力をする

ことを求めるものとする。(消防法第35条の10第1項)

- (5) 町長は、前記(1)から(4)までにより、本町の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態になったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。(基本法第84条第1項)

第3 救助法の適用

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本章第31節「災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第5節 避難対策計画

災害時において、町民の生命、身体の安全、保護を図るために実施する避難措置についての計画は、次のとおりである。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、地震等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、次により避難指示を行う。

特に、避難行動要支援者の特性を踏まえ、避難指示のほか、避難準備（避難行動要支援者避難）情報を必要に応じて伝達する。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

- (1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退勧告（指示）、立退先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに空知総合振興局長に報告する。（避難解除の場合も同様とする。）

また、立退指示等のできない場合は、警察官に指示を要請するものとする。

- (2) 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難指示を行う。
- (3) 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して対象地域の住民に迅速、かつ、的確に伝達する。

2 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

- (1) 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる地域の居住者に対し立退指示をすることができる。

また、知事は洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難指示、立退指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

- (2) 知事は、災害発生により町長が避難のため立退勧告及び立退指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。
- (3) 空知総合振興局長は、町長から避難のための立退勧告、立退指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、北海道地域防災計画第5章第14節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力を要請する。

3 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

警察官は、1の（1）により町長から要請があったとき、又は町長が立退指示をできないと認めると

きは、立退指示、立退先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に報告するものとする。

災害による危険が急迫したときは、警察官はその場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

4 自衛隊（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、又はその命を受けた職員、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとるものとする。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡及び協力

1 連絡

知事（空知総合振興局長）、町長及び北海道警察本部長（岩見沢警察署長）は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のため立退きを勧告し、又は指示した場合は、相互にその旨を連絡するものとする。

2 北海道警察の協力援助

警察署長は、町長が行う避難指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、避難等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

第3 避難の指示又は避難準備情報の周知

町長は、避難の指示、又は高齢者等避難開始情報の発令に当たっては、IP告知端末機のほか岩見沢地区消防事務組合の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

また、行政区長、社会福祉施設等に対して、電話等により周知を図る。

1 避難の指示等の基準

(1) 高齢者等避難開始（警戒レベル3）

- ① 石狩川の水位が月形観測所において「氾濫危険水位」に達すると見込まれるとき、「避難判断水位」に達し更に水位の上昇が見込まれるとき
- ② 外水位の上昇に伴う内水はん濫により床下浸水が見込まれるとき
- ③ 大雨警報（土砂災害）が発生された場合
- ④ 火災が発生し、広範囲に延焼することが見込まれるとき

(2) 避難指示（警戒レベル4）

- ① 石狩川の水位が月形観測所において「氾濫危険水位」を超え、更に上昇することが見込まれるとき
- ② 外水位の上昇に伴う内水はん濫により床下浸水し、更に床上浸水が見込まれるとき
- ③ 土砂災害警報が発令されたとき

第5章 災害応急対策計画

第4 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たる。

避難立退きに当たっては、避難誘導者に関して、その実態を把握しておくとともに、事前の援助者を定めておく等の支援体制の整備に努め、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

2 移送の方法

(1) 小規模の場合

避難は、各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力で避難、立退きすることが不可能な場合は、「災害時住民避難用車両の使用に関する協定書」に基づき提供を受けた車両等により移送を行うものとする。

(2) 大規模な場合

被災地が広範囲で大規模な避難、立退き移送を要するため、町だけでは措置できないときは、道に対して応援を求めて実施する。

第5 避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難誘導に当たっては、町職員、警察官等を避難経路の要所に配置して、各種の連絡調整に当たるとともに、避難路及び避難場所の安全確保に支障となるものの排除を行うものとする。

特に、夜間の場合は、照明器具等を配置するなど、住民等の不安の解消と安全の確保に努める。

第6 避難所の開設

町は、資料編1-4 別表4のとおり避難所を開設するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設においても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

特に、要配慮者に対しては、その特性に十分配慮した対応を図るものとする。

また、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

【参考】資料編1-4 別表4 避難所、一時避難場所一覧

1 避難所の開設基準

避難所の開設基準、開設期間等については、救助法が適用されたときは同法によるものとし、同法が適用されない災害の場合は、同法に準じて行うものとする。

この場合において、土砂災害の危険性についても配慮するとともに、住民等への周知を徹底するものとする。

2 要配慮者への配慮

避難所において避難生活を送ることが困難と判断される要配慮者については、災害時要援護者用避難施設の使用に関する協定に基づき、社会福祉施設等の協力を得て、避難させるものとする。

3 道（空知総合振興局）への報告

町長は、避難指示を発令したとき及び警察官、自衛官から避難を指示した旨の通知を受けたとき、並びに避難所を開設したときは、空知総合振興局長に対してその旨を報告するものとする。

【参考】資料編1-4 別表4 避難所、一時避難場所一覧

5-6 災害時要援護者避難施設の使用に関する協定

第7 避難所の運営

避難所の運営に当たっては、関係機関の協力の下、次の事項に留意して適切に行うものとする。

- 1 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民、自主防災組織等の協力を求めるとともに、必要に応じ民間団体、ボランティア団体等の協力を得るものとする。
- 2 避難所には、運営管理者及び補助者を置くものとする。
- 3 避難所として使用する施設の管理者は、本部長又はその命を受けた町職員の指示に従い、速やかに避難所の開設及び運営管理に協力するものとする。
- 4 運営管理者は、次によりその避難所の状況を記録しておくものとする。
 - (1) 避難者世帯名簿（資料編2-2 様式第2号）
 - (2) 避難用物資受払簿（資料編2-3 様式第3号）
- 5 町は、運営管理者と共に収容されている避難者に係る情報の早期把握、及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- 6 町は、避難所における生活環境に注意をはらい、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等それぞれの視点等に配慮するものとする。
- 7 町は、災害の規模、避難所の収容状況、長期化等にかんがみ、必要に応じ公営住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、ホテル等への移動を避難者に促すものとする。

【参考】資料編2-2 様式第2号 避難者世帯名簿
 2-3 様式第3号 避難用物資受払簿

第8 警戒区域の設定

- 1 警戒区域の設定基準（基本法第63条）
 - (1) 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。
 - (2) 警察官は、町長（権限の委任を受けた町の職員）が現場にいないとき又は町長からの要請があつたときは警戒区域を設定することができる。
 この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。
 - (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その権限を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。
- 2 規制の内容及び実施方法
 - (1) 町長は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずることとする。
 - (2) 町長は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。
- 3 知事による代行（基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

第9 広域一時滞在

第5章 災害応急対策計画

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下「道内一時広域滞在」という。）の必要があると認められる場合、道内の他の市町村長（以下「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて協議を行う。
- (2) 道内広域一時滞在中の協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告する。但し、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後、速やかに報告するものとする。
- (3) 道内他市町村長（以下「協議元市町村長」という。）又は知事より協議を受けたときは、被災民を受け入れない正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

なお、必要に応じて知事に助言を求めるものとする。

- (4) 本町が、協議先市町村より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (5) 道内広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (6) 協議元市町村長より道内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合において、被災住民について道内広域一時滞在中の必要があると認めるときは、当該市町村長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、上記事務の代行を開始し、又は終了した時は、その旨を公示するとともに、代行を終了した時は代行した事務の措置について、当該市町村長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下「道外一時広域滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し他の都府県知事（以下「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。
- (2) 道外広域一時滞在中の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議開始後、速やかに報告するものとする。
- (3) 道外の他の市町村長（以下「協議元市町村長」という。）より要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

- (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 協議元市町村は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。
- (6) 協議元市町村長は、道外広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に報告し、内閣総理大臣に報告する。

(7) 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

(8) 知事は、災害の発生により市町村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村長より要求がない場合にあっても、協議先知事と協議を実施する。

3 広域一時避難者への対応

道及び市町村は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第6節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たって関係機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

町長は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社の救護所に収容する。

また、災害が甚大であり本部のみで救助救出が困難であると判断される場合には、近隣市町村、道等へ応援を求めるものとする。

第2 救助救出活動

町及び警察は、緊密な連携のもとに被災地を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物質資源を優先的に配分するものとする。

第3 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速、かつ、適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第7節 災害警備計画

町民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、北海道警察と協力して災害警備対策を推進する。

第1 災害に関する警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもと災害警備諸対策を推進するほか、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

第2 災害警備

- 1 警察官は、災害が発生するような異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、第3章第4節第6（異常気象を発見した者の措置等）に定めるところにより処置するものとする。
- 2 本部長は、基本法第58条に基づき警察官の出動を求め、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、警察署長を経て警察本部長に対して行うものとする。
- 3 警察署長は、災害情報の収集及び報告の迅速な処理を図るため、災害情報収集報告責任者を指定しておくものとする。

第3 避難措置

- 1 警察署長は、避難指示、避難経路における職務遂行等について、あらかじめ町長と連絡をとるものとする。
- 2 警察官が避難の指示又は警告を行う場合は、第5章第5節第6（避難所の開設）に定める避難場所を指示するものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況等により当該避難計画によりがたい場合は、適宜の処置を講ずるものとする。

第4 広報

警察署長は、地域住民に対して必要と認めた場合には、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他警察活動について必要な事項の広報を行う。

第8節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、次のとおりである。

第1 交通応急対策の実施

- 1 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
- 2 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- 3 消防吏員は、前記による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

町長は、災害が発生した場合、他の道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）と緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 破壊し、又は通行不能となった道路及び区間
- (2) 迂回路を設定した場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

町長は、次の方法によりその管理する道路について交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

町長は、他の道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、実施可能な広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害対策本部に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域、又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 緊急通行車両の確認手続

第5章 災害応急対策計画

- (1) 町長は、災害時における応急対策に必要な物資の輸送等を行う車両について、知事（空知総合振興局長）又は北海道公安委員会（岩見沢警察署長）に対して使用の申し出を行い、確認を求めるものとする。
- (2) 証明書及び標章の交付
緊急通行車両であることの確認を受けた車両は、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受け、「標章」を当該車両の前面に掲示するものとする。

第9節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期するため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者（基本法第50条第2項）

- (1) 町長は、災害時輸送について防災関係機関の協力を得て行うものとする。
- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

第2 輸送の方法

- (1) 災害時の輸送は、町が保有する車両等、又は防災関係機関の協力を得て実施する。
- (2) 「災害時住民避難用車両の使用に関する協定書」に基づき、関係機関の協力を得て実施する。

【参考】資料編5－5 災害時住民避難用車両の使用に関する協定

第10節 食料供給計画

災害による被災地及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

町長は、被災者及び災害応急対策従事者に対し、食料等を配給及び給付対策を実施する。

第2 食料の調達

- 1 町長は、災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急米穀を確保できない時は、その確保について南空知災害時相互応援に関する協定による南空知市町への応援要請及び空知総合振興局長を通じ知事に要請する。
- 2 町長は、副食及び調味料の調達を行うものとするが、調達が困難な場合には、南空知災害時相互応援に関する協定による南空知市町への応援要請及び空知総合振興局長を通じ知事に要請する。

3 炊き出し

町長は、避難所等において炊き出しを行う場合には、実施責任者を指定し、その指揮監督の下に関係機関、団体等の協力を得て実施する。なお、町内の業者に弁当等を発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者を利用するものとする。

4 費用の限度及び期間

救助法及び国民保護法が発動された場合の特例の基準によるものとする。

【参考】資料編5－13 南空知災害時相互応援に関する協定

第11節 給水計画

災害に伴う生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

1 町

町長は、月新水道企業団（以下「企業団」という。）に対して給水活動の実施について要請するものとする。この場合において、町長は必要な資機材及び人員の確保について協力するものとする。

(1) 個人備蓄の推進

町長は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間程度、個人において備蓄しておくよう、住民に広報するものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

この場合にあっては、関係機関の協力を得て、衛生面に十分に配慮するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町長は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、被災地給水人口に応じ、給水車及び消防タンク車等（以下「給水車等」という。）を調達して給水にあたるものとする。

2 企業団

企業団は、町長からの要請に基づき、給水活動を迅速、かつ、円滑に実施するため応急給水体制を確立し、地域住民等の生活用水等を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

なお、企業団の給水区域外においても、町長の要請に基づき給水区域同様に給水活動を行うものとする。

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車等により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。

この場合、給水車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置等による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がない場合は、浄水装置その他の必要資機材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質

とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は空知総合振興局を通じて道に対して飲料水の供給及びこれに要する要員並びに給水資機材の応援を要請するものとする。

第12節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道施設及び下水道施設の応急復旧対策の関する計画は、次のとおりである。

第1 上水道

1 応急復旧

企業団は、大規模災害により長期間断水となることは、生活の維持に特に重大な支障が生ずるものであるため、被災した施設の災害復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資機材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

企業団は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応について防災行政無線、町広報車、町ホームページ、I P告知端末機等により周知を図る。

第2 下水道（集落排水）

1 応急復旧

町長は、大規模災害により下水道（集落排水）施設が使用不能となることは、生活の維持に特に重大な支障を生ずるものであるため、被災した施設の応急復旧等についてこの計画に定めておくほか、災害に際して次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 設備の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資機材等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理施設への流入量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町長は、下水道（集落排水）施設に被害が生じた場合は、その被害及び復旧見込み等について防災行政無線、町広報車、町ホームページ、I P告知端末機等による広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第13節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

町長は、被災者に対する被服、寝具その他の必需品の給与又は貸与を行う。この場合において、必要に応じて、南空知災害時相互応援に関する協定による南空知市町への応援要請及び空知総合振興局長を通じて知事に対して災害救助用物資の斡旋及び調達を要請するものとする。

【参考】資料編5－13 南空知災害時相互応援に関する協定

第2 物資供給の要領

町長は、被災者の生活を確保するため給与又は貸与する救援物資の範囲は次のとおりとする。

- 1 寝具（毛布、タオルケット等）
- 2 外衣（洋服、作業服、子供服等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ、靴下等）
- 4 身の回り品（タオル、紙おむつ、生理用品等）
- 5 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- 6 食器（茶碗、皿、箸等）
- 7 日用品（石鹸、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- 8 光熱材料（マッチ、ロウソク等）

第3 実施の方法

1 物資の調達及び配分

- (1) 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。
- (2) 物資の調達に際しては、購入及び企業等からの提供を基本とし、個人からの支援物資は原則として受けないものとする。

なお、生活必需品の備蓄については、物品の経年劣化等の観点から流通備蓄を基本とし、その調達先は町内外の小売店、量販店から行うものとする。

- (3) 町長は、調達した物資の給与又は貸与に当たっては、行政区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、迅速、かつ、的確に行うものとする。

2 要配慮者への配慮

町長は、要配慮者の特性を考慮した生活必需品（紙おむつ、介護用品、ミルク、哺乳瓶等）の確保・配分を行うものとする。

第5章 災害応急対策計画

第14節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給に関する計画は、次のとおりである。

第1 石油類燃料の調達

- 1 町長は、町の管理する緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとし、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における発動発電機施設用燃料及び暖房用燃料の確保にも努めるものとする。
- 2 町長は、町内の石油類燃料取扱業者とあらかじめ災害対応について協議する等、迅速に調達できるよう努めるものとする。また、町内において調達が不能になったときは、必要に応じて、南空知災害時相互応援に関する協定による南空知市町への応援要請及び空知総合振興局長を通じて知事に対して災害救助用物資の斡旋及び調達を要請するものとする。

また、LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定による支援及び、石油類については、南空知地方石油業協同組合との協定による支援を要請するものとする。

【参考】資料編5－11 災害等の発生時における月形町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

資料編5－17 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定

第15節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 北海道電力株式会社

電力施設を防護し、被災地域に対する電力供給を確保する。

第16節 医療救護計画

町内において災害等により多数の負傷者が発生した場合等における医療救護活動の実施に関する計画は、次のとおりである。

第1 医療班等の編成

- 1 町長は、災害の程度により医療救護活動が必要と認めるときは医療班を編成し又は道その他の関係機関に協力を要請する。また、災害急性期においては、必要に応じて道の災害派遣チーム（DMAT）の派遣を依頼する。
- 2 町長は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

第2 医療救護の対象者

- 1 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害により医療の途を失った者
- 2 災害発生前後7日以内の分娩又は分娩予定者で、災害のため助産の途を失った者

第3 応急救護所の設置

応急救護所は、原則として救護を必要とする地域の避難所に設置するものとするが、災害等の状況により他の公共施設等を使用するものとする。

第4 輸送体制の確保

医療救護が必要な被災者の輸送は、岩見沢地区消防事務組合が実施するものとするが、道路の損壊等などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプターを要請する。

なお、状況に応じては自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等を要請する。（第5章第28節ヘリコプター活用計画）

第5 医療品等の確保

町長は、医療及び助産に必要な医薬品及び衛生材料の確保に努めるものとするが、自らの確保が困難であると判断される場合には、道及び関係機関にその確保を要請するものとする。

第17節 防疫計画

災害時における被災地の防疫に関する計画は、次のとおりである。

第1 防疫等の実施

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第27条第2項の規定による知事からの指示に基づき、次の防疫等の活動を行うものとする。この場合において、衛生技術者、事務職員、作業員からなる防疫班を編成し計画的に実施するものとする。

- 1 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、感染症法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規程に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。
- 2 ねずみ族、昆虫等の駆除は、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。
- 3 空知総合振興局保健環境部保健福祉室（岩見沢保健所）の指導の下、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 家畜防疫

被災地の家畜防疫は、知事が行うものとし、家畜保健衛生所において実施するものとする。

第18節 廃棄物処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務に関する計画は、次のとおりである。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第24節「障害物除去計画」による。

第1 廃棄物等の処理の実施

- 1 町長は、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。ただし、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは町長がこれを行うものとする。

第2 廃棄物等の処理の方法

- 1 廃棄物等の処理の責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。
- 2 死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱所（以下「取扱所」という。）において行うものとする。ただし、町内には取扱場がないため、運搬することが困難な場合は、空知総合振興局保健環境部保健福祉室（岩見沢保健所）長の指導を受け、次により処理することができるものとする。
 - (1) 環境衛生上、他に影響の及ぼさないよう配慮して埋却又は焼却の方法で処理すること。
 - (2) 移動できないものについては、空知総合振興局保健環境部保健福祉室（岩見沢保健所）長の指導を受け臨機の処置を講ずるものとする。
 - (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

第3 災害廃棄物の処理

災害時の廃棄物については、月形町災害廃棄物処理計画（令和3年度 ）に基づいて適切に処理するものとする。

資料編3－ 「月形町災害廃棄物処理計画」

第19節 飼養動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いに関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

1 町

- (1) 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。
- (2) 町長は、逸走犬等の保護・収容に関し、町単独で実施することが困難な場合は、道に対して応援要請を行うものとする。

2 道

- (1) 空知総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。
- (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請を受けた場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

第2 飼養動物の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）（以下この節において「道条例」という。）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
- 2 災害発生時における動物の避難は、道条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己の管理責任において行うものとする。
- 3 災害発生時において、道及び町の関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第3 災害発生前における対策

ペットの防災手帳の配布により、日頃からのペットの躰に関する意識を高揚させ、避難所等における円滑な飼育環境を構築させる。

資料編3-5 「月形町ペットの防災手帳」

第20節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常教育活動に支障を来したした場合の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速、かつ、適切な対応を図るため、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等について体制を整備する。

(2) 児童生徒の安全確保

ア 在校中の安全確保

在校中の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速、かつ、適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町

救助法が適用された場合、町長は、知事の委任を受け、児童生徒に対する教科書、文房具等の給与を行う。

第2 応急対処実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被災程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

最寄りの学校の校舎又は公共施設等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮設校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮設校舎等の建築を検討するものとする。

2 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合であっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐよう努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

第5章 災害応急対策計画

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

町教育委員会は、当該校だけで教育活動が不可能なときは、道教育委員会と連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来たさないようにする。

4 学校給食等の措置

(1) 給食施設が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その物資については応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が罹災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

(1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にして消毒に万全を期するものとする。

(2) 校舎の一部に罹災者を収容して授業を継続する場合、主要場所との間をできるだけ隔離すること。

(3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第21節 住宅対策計画

災害により住宅を失い又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

- 1 原則として、救助法を適用し、応急仮設住宅の設置を行う場合は、知事がこれを行う。
- 2 町長は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。なお、救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けて実施するものとする。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けるものとする。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け住居を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅のあっせん

町長は、災害時において、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

次のいずれの条件にも該当する者であること。

ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法（昭和25年号外法第144号）の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 入居者の選定

町長は、入居者の選考に当たっては、民生委員児童委員等からなる選考委員会を設け、被災者の資力その他の生活状況を十分調査の上、決定するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設及び建設戸数（借上げを含む。）

応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うものとし、建設戸数については町長の要請に基づき決定するものとする。

(4) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき、29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連棟以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度、その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建設工事（又は借上げに係る契約の締結）を完了した後、3月

第5章 災害応急対策計画

以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(5) 維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、知事の委任を受け町長がこれを行うものとする。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること

イ 自らの資力で応急修理ができない者であること

(2) 応急修理実施の方法

ア 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる

5 住宅の応急復旧活動

町長は、必要に応じて、建設事業者等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続することができる住宅の応急修理を推進するものとする。

第2.2節 被災宅地安全対策計画

町の区域において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震、又は降雨等により宅地が大規模、かつ、広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）の協力を求め、被害の発生状況を迅速、かつ、的確に把握し、二次災害を軽減し、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後の宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援の要請

町長は、危険度判定実施本部を設置し、これを行う場合においては、知事に対して判定士の派遣等支援を要請するものとする。

第3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 被災宅地の調査・危険度判定マニュアルに基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する

第4 危険度判定実施本部の業務

月形町震災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集を行う。
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

【参考】第6章第6節 被災建物安全対策 月形町震災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル

第5 事前準備

町長は、被害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- 1 道との相互支援体制を充実し連絡体制を整備する。
- 2 道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第5章 災害応急対策計画

第23節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

行方不明者の捜索及び遺体の収容処置埋葬について、町長が警察、岩見沢地区消防事務組合の協力を得て行うものとする。ただし、救助法が適用された場合には、町長が知事の委任を受けてこれを行う。（遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。）

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

町長は、災害の種別、規模等を勘案して捜索の方法及び期間を定め、岩見沢地区消防事務組合、警察に協力を要請し捜索を実施する。

なお、被災の状況によっては関係機関や地域住民の協力を得て実施する。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日本赤十字社）

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案（日本赤十字社）

エ 死体検分（警察）

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体。

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を埋葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるものとするが、一定期間経過しても身元が判明しない場合は、行路死亡人として取り扱うものとする。

ウ 町長は、町において埋葬の実施が困難であると判断したときは、道が協定を締結する関係機関の協力を得て行うものとする。

第24節 障害物除去計画

水害等の災害による道路、住宅等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものの除去に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

1 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害物の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺について、救助法が適用された場合は、知事の委任を受け町長が行うものとする。

2 鉄道に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に支障を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去は、住民の生活に著しい障害及び危険を与え又は与えると予想される場合並びにその他公益的立場から必要と認めたときに行うものとし、その概要は次のとおりとする。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害物の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、水のあふれを防止し、護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公益的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物の除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第8節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第25節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木に関する計画は、次のとおりである。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

- (1) 融雪、雪崩及び異常気象等による増水
- (2) 山崩れ
- (3) 地すべり
- (4) 土石流
- (5) がけ崩れ
- (6) 地震

2 災害の種別

- (1) 路面及び路床の流失埋没
- (2) 橋梁の流失
- (3) 河川の決壊及び埋没
- (4) 堤防の決壊
- (5) ダム、ため池等えん堤の流失及び決壊
- (6) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧対策等は、当該施設の管理者が実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、又は被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

(1) 応急措置の準備

ア 所管する施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められた場合、又は当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は道、市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

第3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに町計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業との協定等により連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

【参考】資料編5-4 災害時の町所管施設等の災害応急対策活動に関する協定

第26節 応急飼料計画

災害に際し、家畜飼料の応急対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 応急飼料等のあっせんの要請

町長は、被災農家が自ら家畜飼料を確保することが困難であると判断したときは、空知総合振興局長に対して応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせんを要請するものとする。この場合において次の事項について整理するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については種類、品質、数量）
- (3) 購入予定額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第27節 労務求人計画

町は災害時における応急対策に伴う一般労働者の雇用に関する計画は、次のとおりである。

第1 求人方法

- 1 町長は、災害応急対策に作業員が必要な場合は、次の事項を明示して賃金作業員を募集し配備をおこなう。

なお、自ら募集することが困難な場合は、岩見沢公共職業安定所に対し、文書又は口頭により求人申し込みを行うものとする。

- (1) 作業の内容
- (2) 賃金額
- (3) 作業場所
- (4) 所要要員
- (5) 集合場所
- (6) その他必要事項

2 賃金作業員雇用の範囲

- (1) 被災者を避難させるための労務
- (2) 医療及び助産における輸送のための労務
- (3) 被災者救出のための機械器具その他資機材の操作の労務
- (4) 飲料水供給のための労務
- (5) 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体処理のための労務
- (7) その他災害応急対策のために必要とする労務

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、町が負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、町の予算単価表に定める職種毎の額とする。

第28節 ヘリコプター活用計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、迅速な救急・救助活動のため必要と認める場合は、道に対してヘリコプターを要請するものとする。

第1 想定される要請事態

- 1 被害調査などの情報収集活動
- 2 救援物資、人員、資機材等の搬送
- 3 負傷者、医師等の搬送
- 4 被災者の救助・救出
- 5 空中消火
- 6 消火資機材、人員等の搬送

第2 要請

1 要請方法

要請は、北海道総務部危機対策課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害等の状況
- (3) 離着陸する場所及び地上支援体制
- (4) 災害等現場の指揮者の職・氏名及び災害等現場との連絡方法

第3 要請に伴う対応

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされる場所の確保、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

旧札比内小学校グラウンド	月形町字札比内1008番地
月形小学校グラウンド	月形町字神園町1番地

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずる。

第29節 自衛隊派遣要請計画

天災、地変その他の災害に際し、基本法第68条の2及び自衛隊法第83条の規定に基づき、人命又は財産の保護のための自衛隊の部隊等の災害派遣要請に関する計画は、次のとおりである。

第1 要請手続等

- 1 町長は、災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした自衛隊災害派遣部隊派遣要請書（様式第4号）をもって知事（空知総合振興局長）に対して依頼するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び内容
 - (4) 派遣部隊が展開できる場所
 - (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
- 2 町長は、人命の緊急救助に関し空知総合振興局長に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（空知総合振興局長）と指定部隊（第2地対艦ミサイル連隊）との連絡が不能である場合等については、直接、指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに知事（空知総合振興局長）に連絡し、1の手続を行うものとする。

- 3 町長は、災害派遣の目的が達成されたと判断するときには、自衛隊災害派遣部隊撤収要請書（様式第5号）をもって知事（空知総合振興局長）に対して撤収依頼するものとする。

【参考】資料編2-4 様式第4号 自衛隊災害派遣部隊派遣要請書

2-5 様式第5号 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

第2 受入体制

- 1 町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援などの大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。
- 2 派遣に伴う費用は、町が負担するものとする。
 - (1) 資機材及び機器借上料
 - (2) 電話料及びその施設費
 - (3) 電気料
 - (4) 水道料
 - (5) くみ取料

第3 派遣活動内容

自衛隊の派遣を受け支援を受ける活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 被災者の搜索活動

第5章 災害応急対策計画

- 4 水防活動
- 5 道路又は水路の啓開
- 6 応急医療、救護及び防疫
- 7 人員及び物資の緊急輸送
- 8 炊飯及び給水
- 9 物資の無償貸与又は譲与
- 10 危険物の保安及び除去
- 11 その他

第4 派遣依頼先

1 要請先

部 署 等	電 話		F A X
空知総合振興局地域創生部 地域政策課	日 中	0 1 2 6 - 2 0 - 0 0 3 3	0 1 2 6 - 2 5 - 8 1 4 4
	休日等	0 1 2 6 - 2 0 - 0 2 0 0	0 1 2 6 - 2 5 - 8 1 4 4
地域衛星通信ネットワーク	日 中	6 - 4 5 0 - 2 1 0 0	6 - 4 5 0 - 4 8 1 1

2 緊急通知先

指 定 部 隊 名	電 話	F A X
陸上自衛隊美唄駐屯地 第2地対艦ミサイル連隊	0 1 2 6 - 6 2 - 7 1 4 1	0 1 2 6 - 6 2 - 7 1 4 1

第5 自衛隊との連携強化

災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行えるよう、協定等による情報共有、連絡員の派遣により連携強化を図る。

【参考】資料編5－12大規模災害等に際しての月形町、警察、消防及び自衛隊の情報共有に関する協定

第30節 広域応援計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者に救援等の応急対策を実施することができない場合は、災害における北海道及び市町村相互の応援に関する協定及び南空知災害時相互応援に関する協定等に基づき、道や他の市町村に応援を要請するものとする。

2 他の市町村等の応援が円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

【参考】資料編5－9 災害における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

5－13 南空知災害時相互応援に関する協定

第2 岩見沢地区消防事務組合は、大規模災害が発生し、岩見沢地区消防事務組合単独では十分に被災者に救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するものとする。

また、必要に応じ、町長を通じ、知事（空知総合振興局長）に対して広域救急消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防救助隊による応援等を要請するよう依頼する。

2 岩見沢地区消防事務組合は、実践的な訓練等を通じて、人命救助等の支援体制の整備に努めるものとする。

【参考】資料編5－15 北海道広域消防相互応援協定

第31節 職員応援派遣計画

災害応援対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるものとする。

第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）。

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

1 職員の派遣を要請しようとするときは、町長等は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、町長等は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

なお、国の職員のあつせんのみではなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求めえる職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定による。また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

- 3 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。
- 4 派遣職員の服務は、受入側の規定を適用するものとする。

第32節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団体及び各種ボランティア団体等との連携に関する計画は、次のとおりである。

第1 ボランティア団体等の協力

町及び関係機関等は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティア団体の受入れ

町及び関係機関等は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その他受入れ体制を確保するよう努める。

町及び関係機関は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者介護や外国人との通訳等、ボランティアの技能等が効果的に活かせるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3 ボランティア団体等の活動

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護活動
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 6 被災建物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 被災者の心のケア

第4 ボランティア活動の環境整備

町長は、日本赤十字社北海道支部、月形町社会福祉協議会及びボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアとの調整に当たる職員を指定するなどし、その活動を支援するものとする。

第33節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

災害による被災者を救護するため、災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会（以下「委員会」という）がこれに当たる。

なお、町長が寄託を受けたものについては、委員会と協議して寄贈目的に沿うよう配分する。

第2 運営方法等

委員会の運営方法等は、委員会会則の定めるところによる。

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行うものとするが、町長は、知事から個別の災害ごとの救助に関する事務の実施について、その一部を委任された場合は、自らの判断、責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

1 救助法施行令第1条の規定による適用基準は次のとおりである。

人口 被害区分	住宅滅失世帯数		被害が全道に渡り、12,000世帯以上の住家が滅失した場合
	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	
5,000人未満	30世帯	15世帯	
5,000人以上 15,000人未満	40世帯	20世帯	町の被害状況が特に救助を必要とする状況にあると認められるとき。

2 住家被害の判定基準

(1) 滅失：全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70パーセント以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50パーセント以上に達した程度のもの。

(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯の換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70パーセントのもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害面積で表し、20パーセント以上50パーセント未満のもの。

(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

3 世帯の判定

(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 会社、又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

第3 救助法の適用手続き

1 町長は、町における災害救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を空知総合振興局長に報告するものとする。

2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の措置について指示を受けるものと

する。

第4 救助の実施の種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市町村長が実施した方が、より迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置	7 日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	20 日以内の着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内の延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の供与	7 日以内	市町村
飲料水の供与	7 日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与	10 日以内	市町村
医 療	14 日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
助 産	分娩の日から7 日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
災害にあった者の救出	3 日以内	市町村
住宅の応急修理	1 ヶ月以内	市町村
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内	市町村
埋 葬	10 日以内	市町村
遺体の搜索	10 日以内	市町村
遺体の処理	10 日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注） 期間については、すべて災害の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施する期間を延長することができる。